

事件番号 令和5年（ウ）第872号

移送決定に対する抗告事件

抗告人 木下喬弘 外1名

相手方 宮澤大輔

## 答弁書

令和5年5月10日

東京高等裁判所第9民事部 御中

宮澤大輔

〒665-0823 兵庫県宝塚市安倉南1-6-5

電話/FAX 0797-84-5222

### 第1 即時抗告の趣旨に対する答弁

- 1 本件抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

との決定を求める。

## 第 2 即時抗告の理由に対する答弁

本件を神戸地裁に移送するとした原決定及びその理由は相当であり、本件抗告は理由が無いことから速やかに棄却されるべきである。

抗告人らが、令和 5 年 3 月 27 日付即時抗告申立書において主張する抗告理由は、いずれも失当であり、以下において必要な範囲で反論する。

### 1 「基本事件は東京地方裁判所の管轄に属すること」への反論

抗告人の忽那賢志氏は、自らの所在地と、申立人の宮澤大輔の所在地が道路距離で約 15 km、自動車ですら約 20 分の距離にあるにもかかわらず、かつ、東京に裁判管轄の特別な理由や優位性が無いにも関わらず、東京在住の代理人弁護士に宮澤大輔に対する名誉棄損及び名誉感情の毀損の訴訟を委任し、代理人弁護士の便宜上、東京地方裁判所での裁判を求めている。

抗告人らは本件において、名誉棄損だけでなく名誉感情の毀損を主張している。名誉棄損感情の毀損とは、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価である。よって名誉感情の毀損の発生地は被害者本人が当該インターネット書き込みを閲覧した地であり、名誉感情の毀損の訴えの部分に関しては、結果発生地として被害者の住所を基準として考えることは相当である。抗告人忽那賢志氏の名誉感情の毀損の結果発生地は大阪府豊中市を基準として考えることは相当である。抗告人木下喬弘氏の名誉感情の毀損の結果発生地は米国を基

準として考えることは相当である。日本で裁判する場合、米国在住の抗告人木下喬弘氏が名誉感情の毀損の訴えの部分に関して、不法行為地を裁判管轄の根拠とする場合は、加害行為地である申立人（宮澤大輔）の所在地、兵庫県宝塚市を基準として考えることは相当である。

仮に原告が主張する名誉棄損が一部認められ、閲覧した第三者が東京を含む日本中に存在しうるとしても、原決定の通り、その中で特に東京に名誉棄損の結果発生地としての特段の理由や優位性はない。総合的に勘案して、抗告人忽那賢志氏の住居から大阪地方裁判所への距離とほぼ変わらない距離にある神戸地方裁判所伊丹支部へ移送するとした原決定は合理的であり、相当である。

## **2 「東京地方裁判所において審理することが、訴訟の著しい遅滞を避け、また、当事者間の衡平を図るために必要であること」への反論**

抗告人忽那賢志氏が業務において大阪と東京を週に何度も往復していると主張するが、具体的証拠が示されていない上に、居住地及び業務地（大阪大学）がある大阪に多く滞在していることは明らかであり、理由として失当である。

また、抗告人木下喬弘氏が日本に帰国する際は、東京に所在する省庁への情報提供やメディアへの出演がほとんどである、つまり大阪にはほとんど行かない、と主張するが、具体的証拠が示されていない上に以下の理由で失当である。

本来、訴訟は本名で行うべきであるが、木下喬弘氏の現在の戸籍上の本名は「切通喬弘」であり（乙１）、配偶者及び自身の両親が運営する [REDACTED] [REDACTED]（乙２）にあり、[REDACTED]は忽那賢志氏の居住地から [REDACTED]の場所にある（乙３）。また、木下喬弘氏の配偶者は [REDACTED] [REDACTED]に所属しており（乙４）、よって実家に帰省、帰国する際には大阪を訪れる機会が多いことは明らかである。木下喬弘氏は米国居住中の 2021 年 6 月 15 日、Twitter にて「関西圏で短期でも雇っていただけたところがあれば、ぜひお声がけください！」と書き込んでおり（乙５）、日本に一時帰国時には関西を本拠地としていることが示されている。なお、木下喬弘氏には本名で訴訟することを求める。海外在住である上に通称（旧姓）による訴訟では申立人の宮澤大輔が本抗告事件含む本訴訟の主張に必要な情報を得る際などに不都合を生じる。本名での裁判を求めることは正当であり、木下喬弘は通称であり、切通喬弘が戸籍上の本名であるとの指摘に対して、木下喬弘氏は回答する必要がある。

忽那賢志氏の所在地から神戸地方裁判所伊丹支部までの距離、と大阪地方裁判所までの距離、はいずれも約 10 km（自動車で 20 分弱）の距離であり、大きな差が無い。よって、忽那賢志氏にとって神戸地方裁判所伊丹支部は大阪地方裁判所に比べて遠く、過大な負担であるという主張は認められない。

また、抗告人は被告の宮澤大輔が遠方である東京で裁判を行う困難に関しては、「交通手段の発達した現代において、兵庫県内に居住する相手方が東京地方裁判所に出頭することが格別の困難とまでは言い難い」等と過小評価する一方で、自らが同じ距離に置かれる困難に関しては「申立人代理人が東京から神戸地方裁判所（伊丹支部）まで毎回出頭することは、著しい負担が生じる（東京駅から神戸地方裁判所伊丹支部との往復で、新幹線を利用して概ね7時間を要する）」等と過大評価しており、矛盾している。また、申立人代理人は、代理人の弁護士事務所に設置されたビデオ会議システムを利用することが出来るので、毎回東京から神戸地方裁判所伊丹支部に出頭する必要は無いと考えられる。

### 3 「予備的主張（大阪地方裁判所で審理すべきこと）」への反論

抗告人は忽那賢志氏に関して損害賠償請求の義務履行地が被害者の住所地であることを根拠にして、大阪地方裁判所の管轄を主張する。しかし木下喬弘氏に関しては、義務履行地が被害者の住所地であることを根拠にすれば、管轄は木下喬弘氏の住所地である米国になるので、日本で裁判を行うのであれば、損害賠償請求の義務履行地を管轄の根拠にするべきではない。

抗告人は基本事件において、ほとんどの項目が実際には名誉感情の毀損が争われるべき内容であるのに、まず損害賠償額が高額な名誉棄損を主張し、訴状

下部の欄外に、小さく「万が一、名誉権侵害が認められない場合には、予備的に、被告による投稿記事による名誉感情侵害も主張する」と記載している。このような不当な手法を取ることで申立人の宮澤大輔が代理人弁護士に委任すると、高額な弁護士費用がかかり、抗告人らとしては、より提訴によって金銭的、肉体的、精神的負担を負わせ、苦痛を与える目的を果たすことになる。また、ほとんどが実際には名誉感情の毀損が争われるべき内容であるのに、まずは名誉棄損を主張することで、「日本中、世界中、どこでも第三者が閲覧して名誉が棄損されうるので、どこの裁判所で裁判しても構わない」という理由を根拠に、任意の遠方から提訴することで、ビデオ会議システムを有さない個人に対し、さらに効果的に金銭的、肉体的、精神的負担を負わせる目的を果たすことになる。

抗告人の提出した甲第1号証は弁護士のブログであるとはいえ、具体的証拠を伴わない個人の意見に過ぎない。また甲第1号証において、「発信者情報開示請求の管轄が東京であることが多く、東京の弁護士がそのまま担当することが多いのはそのためである」と記載されているが、本件では発信者情報開示請求は関係ない。甲第1号証の作者の深澤論史氏の所属する第二東京弁護士会の機関紙『NIBEN Frontier』2020年5月号の「ネット中傷対策実務の基礎（前編）」にはネット中傷に関して、「不法行為地は結果発生地を含むという裁判例

がありますから、結果発生地も不法行為地だとすると、書き込みを見た場所に管轄があることになります。ただ、ネットは世界中どこでも見られるわけで、そうすると範囲が広すぎるため、実際は住民票上の住所・居所を基準に考えます。」という記載（乙6）があり、甲第1号証より客観性のある証拠であると考ええる。

Visiting Lecturer -1-

乙1号証

Lecturer-Researcher -1-

Researcher - Academics -7-

Graduate Research Fellow - Academics -9-

Graduate Research Fellow - Professionals -1-

Fulbright Fellow -3-

International Education Administrator -7-

Fulbright Specialist Program -3-

Fulbright Global Scholar Award -2-



## 2019年度日本人奨学生 -42-

研究員プログラム -7-

ジャーナリストプログラム -1-

大学院博士論文研究プログラム -3-

大学院留学プログラム -24-

|   | 氏名・所属                                                                                                                                             | 留学先・専門分野・研究テーマ                                                                                                                             |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 千葉 宗一郎 CHIBA Soichiro<br>Product Manager<br>Petrochemical Div<br>Mitsubishi Corporation                                                           | Harvard U<br>Public Administration<br>How cooperate structural reform in Japan can enhance global competitiveness and maintain stability   |
| 2 | 半田 ゆり HANDA Yuri<br>Doctoral Student<br>Grad. Sch./Arts and Sci.; Interdisciplinary Cultural Studies<br>U of Tokyo                                | Columbia U<br>Art History<br>Transnational empire building: Orientalism and othering in photography in modern Japan                        |
| 3 | 稲増 (耳塚) 佳代 INAMASU (MIMIZUKA) Kayo<br>Freelance Journalist<br>Freelance<br>Journalist/Japan Center of Edu for Journalists                         | New York U<br>Communications & Journalism<br>Research on methods for media literacy education in the age of "fake news"                    |
| 4 | 刈尾 知里 KARIO Chisato<br>Staff<br>Corporate Banking Dept.; Group 2<br>MUFG Bank, Ltd.                                                               | Columbia U<br>Economic Development<br>Financial inclusion and gender equality: For sustainable growth/prosperity in the developing nations |
| 5 | 切通 (木下) 喬弘 KIRITOSHI (KINOSHITA) Takahiro<br>Doctoral Student<br>Grad. Sch./ Fac. / Medicine; Traumatology and Acute Critical Medicine<br>Osaka U | Harvard U<br>Public Health & Community Health<br>Optimization of regional trauma care system                                               |
| 6 | 小宮山 亮磨 KOMIYAMA Ryoma<br>Writer<br>Science and Medical News Section<br>The Asahi Shimbun                                                          | Boston U<br>Journalism<br>To learn the advanced data journalism, and to broaden the target of science journalism                           |



# 民 事 事 件 記 録 の 閲 覧 ・ 謄 写 の 御 案 内

東京地方裁判所民事訟廷記録係 閲覧謄写室

03-3581-6083

## 1 閲覧謄写の時間

午前 9:00 ～ 12:00

午後 1:00 ～ 5:00

※ 午前は12時、午後は5時までに閲覧謄写を終了していただきます。

※ 記録を準備する時間が必要となりますので、閲覧謄写には時間に余裕を持ってお越しください。

※ 午後の時間帯は、閲覧謄写室がたいへん混雑します。

## 2 受付時間と記録準備の時期

| 受 付 時 間          | 記録の準備ができると見込まれる日時    |           |                                       |
|------------------|----------------------|-----------|---------------------------------------|
|                  | 係属中の記録               | 当庁に保存中の記録 | 庁外に保存中の記録                             |
| 午前 9:00 ～ 11:00  | 午前中                  | 当日の午後【*】  | 記録取寄せに2～5日の<br>期間が必要となります。<br><br>【*】 |
| 午前 11:00 ～ 12:00 | 午後 1:30 以降           |           |                                       |
| 12:00 ～ 午後 4:00  | 当日中                  | 翌開庁日【*】   |                                       |
| 午後 4:00 ～ 5:00   | 翌開庁日の<br>午前 10:00 以降 |           |                                       |

【\*】 記録の準備ができた段階で  
電話等で連絡します。

※1 係属中の事件記録については、裁判所の執務に支障がある場合、閲覧謄写ができないことがあります。

※2 記録の準備ができると見込まれる日、又は電話等により打ち合わせた来庁予定日から1週間を経過しても閲覧謄写にお越しいただけない場合や、相当期間、連絡等がとれない場合は、閲覧謄写の申請を撤回したものとして取り扱うことがあります。

### 3 申請に当たって必要なもの

- (1) 閲覧謄写の申請書（窓口にて備え付けられています。）
- (2) 認印
- (3) 申請者本人であることを確認できるもの
  - ① 運転免許証、パスポート、健康保険証など、本人であることを証明できるものの提示にご協力ください。
  - ② 法人の社員等が代理人として申請する場合は、①の本人であることを証明できるものの提示のほかに、法人の資格証明書、委任状、社員証明書などの提出が必要となります。
- (4) 利害関係人として申請する場合は、法律上の利害関係を疎明する書面
  - ※ 利害関係の疎明が不十分な場合は、謄写は許可されないことがあります。
- (5) 倒産事件、保全事件など、事件の種類によっては、(1)～(4)と異なる取扱いがあります。詳細は、担当部にお問い合わせください。

### 4 手数料

- (1) 訴訟事件について
  - ① 事件の係属中に当事者等が閲覧謄写する場合は、手数料は必要ありません。
  - ② 次の場合は、1件につき150円の収入印紙が必要となります。
    - ア 第三者が閲覧する場合
    - イ 法律上の利害関係を疎明した第三者が、裁判所書記官の許可を得て、謄写する場合（利害関係の疎明が不十分な場合は、謄写は許可されないことがあります。）
    - ウ 当事者等が事件終了後に閲覧謄写する場合
- (2) その他の事件については、担当部にお問い合わせください。
  - ※ 謄写（コピー）する場合は、別途、その費用が必要となります。

記録：2023/05/10 19:15:47

[https://twitter.com/mp\\_h\\_for\\_doctors/status/1404808659595677711](https://twitter.com/mp_h_for_doctors/status/1404808659595677711)

手を洗う救急医Taka

@mp\_h\_for\_doctors · フォローする



そういえば久しぶりに白衣に袖を通しました。

患者さんとお話しする楽しさを思い出しましたね。

関西圏で短期でも雇っていただけたところがあれば、是非お声がけください！

アナフィラキシー対応とワクチンの知識はいけるとおもいます！笑



峰 宗太郎 @minesoh

お医者さんとして活動してるっ！

午後11:30 · 2021年6月15日



894



返信



リンクをコピー

24件の返信を読む

2021/06/15 23:30:59

す。問題であると指摘した単語や一文だけの削除では、文章全体から内容を推認できることもあり、むしろ書き込みをされた会社のイメージが悪化することにもなりかねません。書き込み全体が非常に問題だということをきちんと主張し、証拠も合わせて提出しましょう。

ブログや掲示板などを運営している会社も対応のスピードが遅い場合があります。3～4週間かかるのが普通と考えていただいた方がよいと思います。

海外のサービスの場合、例えば、Twitter、Facebook (Instagram)、Googleには、基本的に送信防止措置依頼は使えません。各会社に日本法人がありますが、日本法人はあくまでPR活動のみで、内容に関わることができないという理由で、原則対応してくれません。内容証明郵便を送ったとしても返事はないと思っておいた方がよいです。

## 3 情理の削除方法～仮処分～

### 1 削除仮処分の利点

仮処分のメリットは、迅速性です。1～2カ月ぐらいで結論が出て削除できるので、通常訴訟より格段に早くなります。

原則、削除されたものが後で復活することはありません。

### 2 管轄

民事保全法第7条と第11条が民事訴訟法を準用しています。管轄は、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所（民訴法第4条）と、不法行為地を管轄する裁判所（民訴法第5条第9号）です。削除仮処分の訴訟物は、人格権に基づく妨害排除請求権です。不法行為ではありません。

ただし、この人格権訴訟も不法行為関連訴訟だと一般的に理解されています。

不法行為地は結果発生地を含むという裁判例がありますから、結果発生地も不法行為地だとすると、書き込みを見た場所に管轄があることになります。ただ、ネットは世界中どこでも見られるわけで、そうすると範囲が広すぎるため、実際は住民票上の住所・居所を基準に考えます。

### 3 削除対象と根拠法令

人格権に基づく削除請求なので、不法行為の成立だけでは足りないことになります。例えば、営業上不利益だから削除できるかという点、不法行為に該当する可能性はありますが、営業権は憲法第22条で、人格権は憲法第13条ですから、根拠条文が異なり、削除不可となってしまいます。

著作権侵害は、著作権法に差止請求権が規定されているため、削除請求できます。商標権や不正競争防止法にも差止請求権が定められているため、これに基づいて削除請求ができるかという点があります。

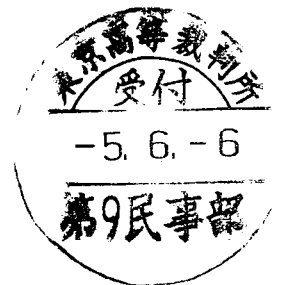
例えば、自社のサービスの商標が勝手に使われ、レビューサイトに書かれているから削除できないかというケースがあるとして、商標権侵害が成立するためには、商標的使用が必要になります。つまり、他人が類似商標を使って、誤認混同を招いているという場合でなければ商標権侵害にはあたらないので削除できません。社内情報がネ

令和5年(ワ)第872号 移送決定に対する抗告事件

(基本事件 令和5年(ワ)第1801号損害賠償等請求事件)

抗告人(原告) 木下喬弘 外1名

相手方(被告) 宮澤大輔



## 抗告人第1主張書面

令和5年6月5日

東京高等裁判所第9民事部 御中

抗告人(原告) 代理人弁護士 山 本 飛



上記当事者間の頭書事件について、抗告人(原告)は、相手方(被告)の令和5年5月10日付答弁書に対し、必要な限りにおいて、以下のとおり反論する。

### 第1 「1『基本事件は東京地方裁判所の管轄に属すること』への反論」に対して

相手方は、「名誉毀損感情の毀損」(原文ママ)に着目し、抗告人忽那賢志については、名誉感情侵害の結果発生地である被害者の住所地を基準に管轄を決定すべきと主張し、原決定の判断は正しい旨主張する(答弁書2頁12行～末行)<sup>1</sup>。相手方の名誉感情侵害の損害発生地の考えについて理由はないが、この点を措くとしても、かかる主張は、抗告人の予備的主張に係る大阪地方裁判所での審理を認めるとの結論の裏付けにはなるものの、神戸地方裁判所に管轄を認めるとの原決定の判断の裏付けにはなるものではない。

<sup>1</sup> この反論の当否は措くとしても、かかる主張により、相手方は、少なくとも、大阪地方裁判所に管轄が認められることを認めていることを念のため付言する。

また、相手方は、「仮に原告が主張する名誉毀損が一部認められ<sup>2</sup>、閲覧した第三者が東京を含む日本中に存在しうるとしても、原決定の通り、その中で特に東京に名誉毀損の結果発生地としての特段の理由や優位性はない」と主張する（答弁書3頁4～8行）。この点について、相手方の「特に東京に名誉毀損の結果発生地としての特段の理由や優位性はない」との主張は、東京が結果発生地に含まれる<sup>3</sup>ことを前提に、他の管轄が認められる地域よりも東京には審理すべき場所としての優位性がないとの主張と解される。そのため、少なくとも名誉毀損に係る訴えとの関係では、東京地方裁判所に管轄があること自体は相手方は争っていないものと解される。

そして、数個の裁判所が同一事件につき管轄を有する場合において、原告はいずれか1個の裁判所を任意に選択して訴えを提起することができ（いわゆる競合管轄）、また、基本事件における名誉毀損に係る請求及び名誉感情侵害に係る請求は、共に同一の事実関係に基づく請求であり、両請求間に密接な関連があるため、相手方が認めるように名誉毀損に係る請求について東京地方裁判所に管轄が認められる以上、名誉感情侵害に係る請求についても東京地方裁判所に管轄が認められる（民事訴訟法3条の6本文）。

したがって、民事訴訟法5条9号に基づき、基本事件が東京地方裁判所の管轄に属することは明らかである。

## 第2 「2 『東京地方裁判所において審理することが、訴訟の著しい遅滞を避け、また、当事者間の衡平を図るために必要であること』への反論」に対して

<sup>2</sup> なお、本案上の主張が認められる心証が得られることまでは必要とされないことについて、民事訴訟法5条9号の「不法行為があった地」に争いがある場合であっても、外形的な実行行為地・損害発生地であるとの客観的事実関係についての心証を裁判所が得られればそれで足り、不法行為の要件（故意過失、違法性、因果関係等）をすべて満たしているとの判断までは必要なく、その点の審理は本案審理に委ねられることにつき、最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁参照。

<sup>3</sup> なお、相手方はこの点に反論をしていないが、民事訴訟法5条9号の被害者の提訴負担軽減の趣旨と、法の適用に関する通則法19条と民事訴訟法5条9号の文言の相違を整合的に解釈するためには、インターネット上の名誉毀損についての「不法行為があった地」のうちの結果発生地は被害者の居住地に限られないと解さざるを得ない。

まず、抗告人忽那賢志及び抗告人木下喬弘にとって、東京地方裁判所での審理が便宜であることを裏付ける事実関係に関する証拠として、甲第2号証及び甲第3号証を提出する。すなわち、抗告人忽那賢志は、単身赴任をしており、家族は東京に住んでいるため、毎週末（金・土・日）は東京に戻り家族とともに過ごしているのみならず、学会や講演、研究班の班会議などの仕事が多く、月に4回程度は東京で仕事をしている。また、抗告人木下喬弘は、日本への帰国時は仕事の依頼のある場所に訪れるところ、東京圏内での仕事も多く（例えば、六本木にあるテレビ朝日でAbema Primeに何度も出演しており、また、2021年7月15日にも柏市でワクチン接種業務を担当している）、それゆに帰国便としてはボストン→成田便ないしニューヨーク→羽田便を使用し、そのまま首都圏に宿泊するが多い。なお、相手方からは、抗告人木下喬弘の妻の実家の所在地を問題とされているが、抗告人木下喬弘が、時折、妻の実家へ一時的に立ち寄ることはあっても、東京での仕事に支障が生じてしまうため、そのために宿泊地を選ぶことはない。

また、抗告人木下喬弘の戸籍上の名前については、認否の必要性はないものと思料するが、念のため回答すると、切通喬弘が戸籍上の氏名で（「切通」は抗告人木下喬弘の妻の姓）、木下喬弘は職務上の通称である（「木下」は旧姓）（甲3）。

そして、兵庫県・東京間の移動について、相手方は、抗告人の主張が矛盾すると主張するが、不法行為の加害者と主張される者がその対応のために移動することについて「格別の困難とはいえない」ということと、被害救済を求めて訴える者が同区間を移動することについて「著しい負担が生じる」ということは、矛盾しないものといえる。なお、相手方は、「申立人」（注：抗告人の誤記と思われる）代理人はビデオ会議システムを利用できるため神戸地方裁判所伊丹支部への出頭の必要はないとするが、この主張に理由があるとするならば、相手方においてもビデオ会議システムを利用すれば、東京地方裁判所へ毎回出頭せずとも良いことになるため、神戸地方裁判所伊丹支部での審理を認めるべき理由にはならない。この点について、ビデオ会議システムを有さない個人には金銭的負担が生じる旨主張するが（答弁書

6 頁 9 ～ 1 0 行)、裁判所で利用される Microsoft 社の Teams でのウェブ会議は、無料プランでも利用可能であり (甲 4)、抗告人がビデオ会議システムを利用できない理由にはならない。

したがって、抗告人が東京地方裁判所での審理を望み、東京に所在する代理人を選任している本件において、被害者救済のために不法行為地に管轄を認めた民事訴訟法 5 条 9 号が同条 1 号と別個に設けられている意義の大部分が没却されないためにも、東京地方裁判所での審理を行うべきであり、「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため」に神戸地方裁判所に移送すべき理由はない。

### 第 3 「3『予備的主張 (大阪地方裁判所で審理すべきこと)』への反論」に対して

まず、相手方は、抗告人忽那賢志に係る訴えについて、義務履行地として大阪地方裁判所に管轄があることは争っていない。そして、抗告人木下喬弘と抗告人忽那賢志の各訴えは、その訴えにおいて問題とする投稿がほぼ同一であり、同じく名誉毀損・名誉侵害に係るものであるため、訴訟の目的である権利が同一の事実上及び法律上の原因に基づくものといえる。そのため、相手方が認めるように、抗告人忽那賢志に係る訴えについて大阪地方裁判所の管轄が認められる以上、抗告人木下喬弘の訴えについても大阪地方裁判所に管轄が認められる (民事訴訟法 3 条の 6、同 3 8 条)。

また、仮に、抗告人忽那賢志及び抗告人木下喬弘が大阪を本拠地とする相手方の主張 (答弁書 3 ～ 4 頁) が認められるのであれば、抗告人 2 名にとって、大阪地方裁判所が便宜であり、また、不法行為の結果発生地として大阪地方裁判所の管轄地内に証拠が多数存在している蓋然性が高く審理に資する一方、相手方が抗告人忽那賢志にとって神戸地方裁判所伊丹支部と大阪地方裁判所で距離がほとんど変わらないと指摘するように (答弁書 4 頁)、神戸地方裁判所伊丹支部を最寄りとする相手方にとっても、大阪地方裁判所に出頭することに実質的な負担増はない。そうだと



すると、訴訟の著しい遅滞を避け、また、当事者間の衡平を図るために、神戸地方裁判所から大阪地方裁判所に移送すべきである（民事訴訟法 17 条）。

なお、乙第 6 号証を引用して、相手方は「不法行為があった地」のうちの結果発生地を被害者の住民票上の住所・居所に限定すべき旨主張するが、かかる主張は、民事訴訟法 5 条 9 号の被害者の提訴負担軽減の趣旨と、法の適用に関する通則法 19 条と民事訴訟法 5 条 9 号の文言の相違をいかに整合的に解釈するかという抗告人の主張に論理的に反論するものではなく、単に裸の利益衡量をするのみであり、失当である。民事訴訟法 5 条 9 号の被害者の提訴負担軽減の趣旨と、法の適用に関する通則法 19 条と民事訴訟法 5 条 9 号の文言の相違を整合的に解釈するためには、インターネット上の名誉毀損についての「不法行為があった地」のうちの結果発生地は被害者の居住地に限られないと解さざるを得ない。

#### 第 4 総括

以上より、相手方の反論に理由はなく、抗告人が主張するように、本件は東京裁判所にて審理されるべきことは明らかである。

以 上

令和5年（ラ）第872号 移送決定に対する抗告事件

抗告人 木下喬弘 外1名

相手方 宮澤大輔

## 証拠説明書

甲2～4

令和5年6月5日

東京高等裁判所第9民事部 御中

抗告人ら代理人弁護士 山 本 飛 翔

| 号証  | 標 目<br>(原本・写しの別)                                                                                                                                                                                                          | 作成年月日<br>作成者                      | 立 証 趣 旨                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 甲 2 | 陳述書<br>原本                                                                                                                                                                                                                 | 2023年5月26日<br>抗告人忽那賢志             | 抗告人忽那賢志が、東京・大阪間を週に何度も往復していること。                          |
| 甲 3 | 陳述書<br>原本                                                                                                                                                                                                                 | 2023年5月26日<br>抗告人木下喬弘             | 抗告人木下喬弘が、日本に帰国する際は、大阪ではなく東京に訪問・滞在することが多いこと。             |
| 甲 4 | 「甲 4_Microsoft Teams 無料版でできるオンライン会議」と題するウェブページ<br>( <a href="https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-teams/free-video-conferencing">https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-teams/free-video-conferencing</a> )<br>写し | 2023年5月26日<br>(印刷日)<br>Microsoft社 | 裁判所で利用される Microsoft 社の Teams でのウェブ会議は、無料プランでも利用可能であること。 |

以 上